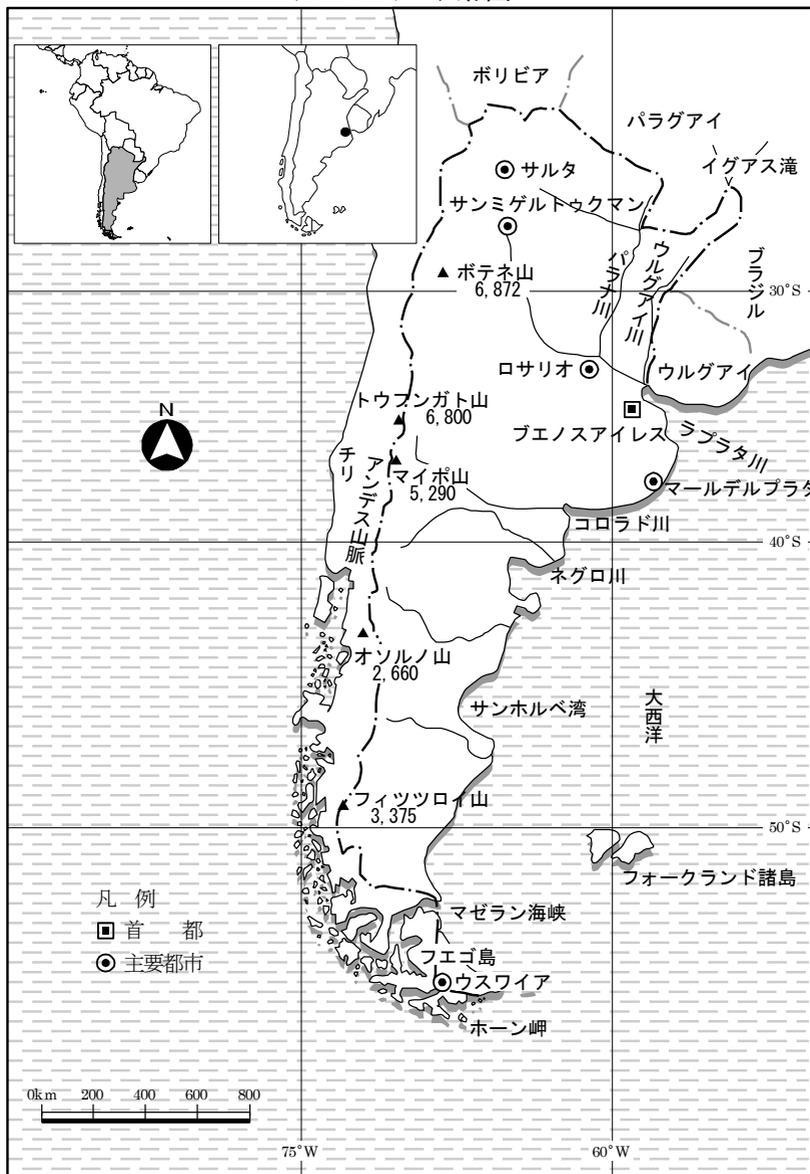


アルゼンチン共和国



(一般指標)

国名 (英名)	アルゼンチン共和国 (ARG : Argentine Republic)		
国土面積 万 ha	27,804 (日本の7.4倍弱)		
人口 万人	4,111.8 人口密度 14.8人/km ² (2012年)		
首都名(英名)	ブエノスアイレス (Buenos Aires) 標高27m		
首都人口 万人	305.8 (2010年)		
主要言語	スペイン語(公用語)、グアラニー語、移民の母語		
宗教	カトリック79.8%、プロテスタント5.4%、イスラム教		
国連加盟年月	1945年10月		
通貨単位	アルゼンチンペソ 1米ドル=104.725 (2013年7月)		
国民総所得: GNI 億米 ^{ドル}	3,484 (2010年)		
一人当たりGNI 米 ^{ドル}	8,620 (2010年)		
主要産業	農牧業(穀物、牛肉等)		
日本から輸出 億円	778 (2011年) (一般機械、自動車部品、電気機器他)		
日本の輸入 億円	862 (2011年) (銅鉱、とうもろこし、飼料用こうりゃん)		
土地利用 万 ha	耕地	3,200	(11.7%) (2009年現在)
	森林	2,964	(10.8%) (2009年現在)
	牧場・牧草地	10,850	(39.6%) (2009年現在)
度量衡	メートル法、現地単位も使われる。		
祝祭日	1月1日元日、4月2日マルビーナス戦争戦没者追悼の日、5月1日メーデー、25日五月革命記念日、6月第3日曜日国旗の日、7月9日独立記念日、12月8日聖母受胎の日、25日クリスマス 移動祝日: 謝肉祭、聖金曜日、サン・マルティン将軍の日等		
気候	北部のパラグアイとの国境付近は温帯夏雨気候 Cw、夏季に高温多雨になる。ラプラタ川流域は温暖湿潤気候 Cfa、国土の中央部はステップ気候 BS。内陸及び南部にすすむにつれて乾燥が強くなり、パタゴニア地方の一部は砂漠気候 BW になる。 ブエノスアイレス: 24.8℃ (1月) 11.0℃ (7月) 年平均気温17.8℃ 年降水量1,272.8mm		

(森林指標)

(森林面積)

森林面積 (2010)	千 ha	29,400
森林率	%	11.0
森林変動率 (2005-2010)	%	-0.8

(森林蓄積)

森林蓄積(2010)	百万 m ³	2,931
ha 当たり森林蓄積	m ³	100

(人工林面積)

人工林面積 (2010)	千 ha	1,394
森林面積に対する割合	%	5.0

(森林所有者)

公的機関	%	-
民間	%	-

(炭素蓄積)

炭素蓄積 (2010)	百万トン	3,062
年平均炭素蓄積変化 (2005-2010)	千トン/年	-16

(森林・林業行政組織)

森林・環境については大きく分けて以下の3つの中央行政機関が担っている。

- (1) 環境・持続的開発省 (National Secretariat of Environmental and Sustainable Development)
- (2) 農業・牧畜・水産省 (Ministry of Agriculture, Cattle and Fisheries)
- (3) 国立公園庁 (The National Parks Administration)

○環境・持続的開発省

森林計画及び環境政策を通じた森林保全を担っている。その中の部局である森林部は森林法の実施・監督に責任を有する。また、それ以外にも土地計画部、土壤保全部、環境部があるが、すべての県に出先機関があるわけではない。

同省は環境政策に責任を有し、国家環境委員会 (COFEMA) を設置している。COFEMA は「一般環境法 25. 675」に基づき 2002 年に設置され、持続的開発・環境管理のためのミニマムスタンダードを確立した。憲法第 41 条によれば、ミニマムスタンダード法は全アルゼンチンに強制的に適用され、環境保護のための必要な条件を課している。COFEMA は各県 1 名の代表から構成される。また、COFEMA の森林に関する権限は森林法と一般環境法に規定されている。重要な役目の一つは森林保全のための国家基金を規制することである。

○農業・牧畜・水産省

森林生産を監督する。その法的根拠は法律 No.25.080 である。この法律は植林を促進することと、森林生産性に係る問題を規定している。同省の活動は植林と木材産業に焦点を置いている。

○国立公園庁

国家保護地域制度を監督する機関である。同庁は観光省の 1 部局であり、公園、保全地域、モニュメント、風致地域など保護地域を管理する。アルゼンチン国土の 8.19%はこの保護地域に含まれている。

(森林・林業政策)

アルゼンチンの林業は、農業及び牧畜業に比べて政策的位置づけは低かったが、近年になって林業の重要性が認識され政策的位置づけは高まってきている。1994年の憲

法改正により森林・林業に関する事項も法的に位置づけられ、最新の国際的傾向である自然生態・環境保全も生産面と同様に考慮していく段階に入った。1991年には、「デスレグレーション法」（規制緩和法）により一般的に企業活動の自由化に踏み切った。これに伴い、森林管理に関する法律（No.13273）で規制されていた森林と林産物の権利の行使に関する事項はすべて撤廃された。また、国と州の双方で規定していた事項についても資源を最大限保護するという最終目的のもとで調整が図られた。旧農牧水産食糧庁の系統をひく部局が人工林に関する林業政策の作成と実施の行政機関として任じられ、林業開発を積極的に進める施策を講じているところである。その施策の中心となっているのが「林業開発計画」であり、その概要は次のとおりである。

- ・ 林業林産業プロジェクトの効果を上げるために、政策的に優先度が高い地域において人工林の成長を早め、林産物に付加価値を付ける工業を建設する。
- ・ 植林に適した土壌で、木材資源が産業化し易いような地域に人工林を集中して造成する。
- ・ 枝打ちや保育間伐などの実施により木材の質を向上させる。
- ・ ha 当たりの生産性を、年 3% 向上させる。
- ・ 輪伐期を 10~20% 短縮する。
- ・ 森林の規模を拡大し、木材供給力を向上させる。
- ・ 林業林産業地域の原材料の持続性を実現し、木材生産を多様化することによって、海外市場で優位な位置を得る。

この「林業開発計画」にからむ一連の活動の中で、1999年に「植林投資に関する法律」（No. 25080）とその関連政令が制定された。その内容は次のような事項である。

- ① 種子の入手、植付け、保育、産出される木材の第一次加工までの林業・林産業への投資推進制度の創設
- ② 州政府による手数料、植林地に課せられる不動産税、所得税、事業印紙税などの免除を盛り込んだ法律の制定
- ③ 地域及び植栽樹種によって変化するが、事業可能性調査の開始から 30 年~50 年間の税制固定、既存あるいは造成する植林地の事業税及び相続税の免除、所得税について特別償却制度を選択できるようにすること、事業開始時のインフラに関わる建設、工事、設備の費用について投資年度に 60% 償却でき、残りの 40% は次の 2 年間で償却できるようにすること、機械、器具、輸送ユニットな

どは1年に 1/3 ずつ償却できるようにすること、国税局が新規事業の開始に向けて購入または輸入した資材、財産に関わる付加価値税を事前還付するようにすること等

- ④ 10年間のうちに、植付けまたはその後の保育作業を実行する年の一回に限り、旧農牧水産食糧庁系統の組織による一定額の無償の資金援助の提供
- ⑤ この法律の全ての便益は、発効から10年間のうちに開始された事業に適用

なお、現在の森林関係法規は次のとおりである。

○森林法 (No.26.331、2009年に改正)

すべての県は森林の利用に関する土地利用計画を策定することを義務付けられている。

○法律 No.13,273

森林を保全し、森林減少及び林産物の不合理な利用を禁止し、森林内のいかなる投資活動も政府の承認を必要としている。

○法律 No.24,857

森林に関する各種の活動、例えばプロジェクトの実施、森林回復、保護、持続的管理などを監督する。

○法律 No.25,080

1999年1月に施行され、10年間で3百万haの農地を林業開発することとしている。また、人工林の調査手続きを確立しこの分野における開発と技術移転を行う国際組織との契約を促進することとしている。本法はアルゼンチンと外国投資家に対し税制上の優遇と経済的支援を与えることとしている。

〈税制上の措置〉

- ・外国投資プロジェクトに対し、30年から50年の税の固定化
- ・法人税の償却加速化
- ・付加価値税の返却の加速化
- ・固定資産税、売上税、所得税に対する優遇措置
- ・資本財の減価償却の加速化

〈経済的支援〉

固有樹種の植林及び原生林の補植活動に対して以下の割合で財政支援

- ・ 700ha まで 100%
- ・ 701~1,000ha までは 50%
- ・ 1,001~2,000ha までは 30%
- ・ 2,001ha 以上は 15%

なお、アルゼンチンでは民間の土地において森林の耕作を制限する法律はない。

（森林の現況）

アルゼンチン国土の気候帯は、アンデス山脈の東側に沿って、北から南へ丘陵性熱帯気候、丘陵性乾燥気候、半乾燥気候、パタゴニア性乾燥気候、アンデスパタゴニア性寒冷湿潤気候とからなり、大西洋に続く大平原は北から南へ乾季を伴う亜熱帯性気候、亜熱帯性湿潤気候・パンパ性温暖気候、海洋性温暖気候、中間性温暖気候と続いている。アルゼンチンの優占植生は草原であり、天然林植生はパラナ河とウルグアイ河に挟まれた流域のミシオネス（Misiones）州の広葉樹天然林、パラグアイ及びボリビアの国境に接する地域の広葉樹天然林、それにアンデスの山岳天然林からなっている。天然林についての全国的な森林調査は行われていないが、この気候帯と自然生態系によって、以下のとおり区分されている。

天然林の分布

単位：万 ha

森林帯	面積 (%)	気候帯
チャコ森林	25,750 (68.9)	乾季を伴う亜熱帯性気候
ツクマンーボリヴィア森林	2,490 (6.7)	丘陵性熱帯気候、丘陵性乾燥気候
ミシオネス森林	2,060 (5.5)	亜熱帯性湿潤気候
メソポタミア森林	1,440 (3.9)	亜熱帯性湿潤気候、パンパ性温暖気候
パンペアーノープンターノ森林	1,790 (4.8)	パンパ性温暖気候、海洋性温暖気候
西部灌木林	1,880 (5.0)	中間性温暖気候、半乾燥気候
亜南極森林	1,970 (5.3)	パタゴニア性乾燥気候、 アンデスパタゴニア性寒冷湿潤気候

20世紀のはじめには、国土の3分の1に近い約100百万haが今よりも多様で価値のある樹種の森林で覆われていた。しかし今世紀半ば過ぎには天然林の無差別的な伐操が行われた。とくにケブラッチョ (*Schinopsis lorentzii*) などの硬木は鉄道の枕木、土木建築用材に使われ、さらには皮のなめしに使うタンニンを抽出して輸出されるなどにより急激に減少していった。

FRA2010によれば、アルゼンチンの森林面積は2010年現在2,940万haであり、国土の10.7%を占める。このうち、174万ha(森林の5.9%)は原生林である。1990年から2010年の間に年平均27万ha、割合では0.78%の森林が減少している。すなわち、この間に539万haの森林が減少した。

現存する森林は面積的にはチャコ森林が多く、ここから産出される広葉樹は、タンニン抽出用材に使われるほか、ケブラッチョに代わりアルガロポ (*Prosopis spp.*) が製材用丸太、薪炭用材として利用されている。天然林からの木材生産量は1995年には総量の約19%になっている。

(人工造林)

アルゼンチンで産業造林が開始されたのは約60年前からである。当初は、パラナ河 (Rio Parana) とウルグアイ河 (Rio Uruguay) の三角洲にポプラとヤナギが植えられた。ユーカリ類の導入は、1858年といわれているが、ユーカリ類の造林は、自家用材や燃料に利用できるだけでなく放牧地の日陰樹、防風林の役目を果たすことから次第に拡大してきた。その後、1940年代に至り、第2次大戦の影響による外国からの木材供給不足、国内鉄道、河川交通の発達などによる木材不足が重要な問題となった。また、パルプ用原木としての価値が高まり、1940年代以降飛躍的に造林地が増大して今日に至っている。さらに、北部のミシオネス (Misiones) 州ではパルプ用原木としてマツ類の造林も行われるようになった。

政府は、植林の奨励を目的に産業植林奨励制度を講じたが、これは課税対象収入から植林にかかる費用の控除を認めたものである。この制度によって、林業に直接関係のない多くの個人や、企業による植林が急速に拡大されたのは特筆すべきことである。

1990年代の終盤には、人工林の面積は約770千haとなった。ミシオネス、コリエンテス、エントレリオスの3州からなるメソポタミア地方に全体の71%に当たる約550千haが存在している。樹種はマツ等の針葉樹とユーカリが主体で、これに少量

のパライーツ (*Melia azedarach*、センダン科) と、その他の広葉樹が植えられている。とくにミシオネス州には、全国のマツ人工林の約 55% が分布し、林業が重要な位置を占めている州といえる。

FRA2010によれば、2010年現在のアルゼンチンの人工造林地は 139 万 ha であり、森林の 5% が人工林である。

人工林の成長は 1977 年以降新たな投資（特にチリから）により急激に増加した。また 1999 年 1 月に施行された「法律 No.25,008」も大きな影響を及ぼした。1990 年から 2000 年までの間に内外の投資が 15 億ドルを超えた。主な造林樹種はマツとユーカリである。また、ヤナギとポプラも小規模ではあるが植えられた。それ以外の造林樹種はほとんどない。現在の造林ペースは年間 5 万 ha である。

(林産業)

アルゼンチンの木材産業全体の生産能力は年間 11 百万トンを超える。最も重要な林産業は、パルプ・製紙及び製材関連であり、コリエンテンス、サンタフェ及びエントレリオス州を含むミシオネスとブエノスアイレス間に多くは位置する。

木材産業企業は、2,300 社を数え、23,000 人の雇用を創出している。この中では、2,200 を数える製材工場が突出しており、残りはパーティクル・ボードとファイバー・ボード製造工場と突き板及び合板工場等である。パルプ・製紙及びボード工業は、木材産業により創出される雇用量の半分を占めており、製材工場を除けばこの割合は 80% に達する。

製材工場は、木材産業の労働者数の半分以上を雇用し、1 工場当たり平均 6 人で、その所在地は全国に散らばっている。木材防腐産業は 22 の処理工場があり、1 社当たり平均 16 人の労働者を雇用し、同産業全体で年間 432 千 m³ の処理能力を保持している。この工場群は、特にコリエンテンス、エントレリオス及びブエノスアイレス州に集中している。突き板製造のための工場は 6 つあり、平均 20 人の労働者を雇用し、年間 3,400m³ の生産能力を有している。主に郷土樹種とマツ類を用いて製造され、工場は、ミシオネスとブエノスアイレス州にある。

パルプ・製紙工業は 1990 年代末から 2000 年にかけての人工林からの収穫量の 46% を消費しており、マツ類が原材料として多く使用されている。製材工業は、同 41% を

消費しているとともに、天然林から生産された木材も利用している。ボード工業は、3番目に原材料の消費量の多いカテゴリーで12%消費しており、ユーカリ類とヤナギ類が多く利用されている。集成材工業は、同1%を消費している。

アルゼンチンの木材産業は、2001年までの5年間で明確な傾向が見てとれる。それは、パーティクル・ボードや突き板生産は増加する一方、その他の目的のためのベニヤ生産は減少している点である。生産設備もパーティクル・ボードやファイバー・ボードの設備投資は拡大している。

アルゼンチンにおいて過去15年に林業分野が相当程度に強化されてきたが、その理由は次のとおりである。

- ・未開発地であり農地との競合がない土地を低価格により林業用として提供
- ・法律 No.25,080 が投資を促進
- ・外国投資への規制排除

アルゼンチンは1990年代までは林産物（特に、家具やカードボード）の輸入国であり、原料の輸出国であった。この状況は2002年の通貨引き下げ及び1990年代の外国投資により変わった。現在は、高付加価値の林産物（例えば、繊維板や家具）を多く生産している。アルゼンチン木材産業は高付加価値製品の生産及び植林面積の増大に重点を置いている。

原木生産量の推移と木材貿易量は以下の表のとおりである。

原木生産量の推移

単位：千 m³

年次	薪炭用	用 材				原木生産量
		製材用、 単板用	パルプ用	その他	合計	合計
1985	4,111	1,818	3,168	314	5,300	9,411
1990	3,000	2,900	3,584	340	6,824	9,824
1995	3,715	2,844	3,463	609	6,916	10,631
2000	3,965	2,091	3,794	120	6,005	9,970
2006	4,372	3,486	5,514	499	9,499	13,871
2010	4,569	4,308	5,250	283	9,841	14,410

注：その他は杭、マッチ、ポスト、柵 など

木材貿易量（2010）

単位：数量万 m³、金額万ドル

製 品 名	輸 入		輸 出	
	数 量	金 額	数 量	金 額
丸 太	0.2	—	5.0	390.0
製 材	3.7	1,156.8	21.9	4,990.6
合 板	5.1	2,321.1	0.4	303.2

出典：

1. Forestry in Argentina From Wikipedia
http://en.wikipedia.org/wiki/Forestry_in_Argentina
2. Romero, E.J., 2012, Forest Conservation in Argentina: Early Analysis of the Forest Law Implementation in the Chao Ecoregion (A Thesis submitted in Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Master of Science, The University of British Columbia)
3. Renolfi, M.C., Perez, S.F.O., 2005, The Forest Incentive Policy in Argentina. Case Study: Santiago del Ester
4. Mongabay, 2013, TROPICAL RAINFORESTS: Argentina Forest Information and Data
<http://rainforest.mongabay.com/deforestation/2000/Argentina.htm>